平成２６年（フ）第８９号
栃木県宇都宮市御幸町189番地26
債務者　齋藤　勝英
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　　有
4　破産債権の届出期間　平成26年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月20日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２４３９号
千葉県野田市目吹1491
債務者　下田　健吉
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　亮
4　破産債権の届出期間　平成26年４月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８４号
横浜市戸塚区汲沢５丁目13番29号
債務者　高野　浩史
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　直樹
4　破産債権の届出期間　平成26年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２４８６号
東京都足立区綾瀬４丁目29―27―302
債務者　牧　　俊宏
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　宏幸
4　破産債権の届出期間　平成26年４月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第５１号
愛媛県松山市西石井１丁目６番23号
債務者　小池　洋子
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５７号
愛媛県松山市北吉田町1020番地１　エスト北吉田601号
債務者　増田　幸宏
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９号
福岡県久留米市山川町1237番地１　サンエレガント102号
債務者　山崎　亜紀
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第５２号
福岡県久留米市高良内町2556番地25
債務者　甲　　誠二
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第３号
福岡県八女市鵜池96番地
債務者　お食事処くろ川こと　黒川　利春
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第４号
福岡県八女市鵜池96番地
債務者　黒川ひろみ
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第５号
福岡県八女市鵜池96番地、住民票上の住所埼玉県富士見市ふじみ野東３丁目15番地１オーキッドグランデふじみ野105
債務者　黒川　千裕
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第１２号
熊本県玉名市横島町横島1155番地
債務者　高田　　徹
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第１号
北海道小樽市最上１丁目21番15号
債務者　佐賀　光江
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第２号
北海道小樽市稲穂４丁目６番16号
債務者　戸嶋　京子
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第３４２号
福井県坂井市春江町高江第２号１番地91
債務者　小林　美香
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３号
福井県鯖江市石田上町第２号９番地28
債務者　小島二三夫
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係